

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	全ての施設
2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。） (2) 診療所（(1) を除く。）	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づくもの） (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設	全ての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設（14 に該当するものを除く。）	全ての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が 500 平方メートル以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア（物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が 30 平方メートル以上 200 平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1 日の営業時間が 14 時間以上であるものをいう。） (6) 薬局 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(5) 及び (6) を除く。） (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1) から (6) までにあっては、全ての施設 (7) から (11) までにあっては、用途面積が 200 平方メートル以上の施設

9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舍又は下宿	用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設
10 事務所	事務所 (1 及び 8 に該当するものを除く。)	用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設
11 1 から 10 ま でに掲げる施設 に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所 (他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場 (5) 駐車場法 (昭和年法律第 106 号) 第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (8) 工場	(1) から (3) までにあつては、全ての施設 (4) にあつては、用途面積が 300 平方メートル以上の施設 (5) から (7) までにあつては、用途面積が 500 平方メートル以上の施設 (8) にあつては、用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設
12 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が 2,000 平方メートル以上の施設
13 複合施設	1 から 12 までは掲げるものの 2 以上の異なる用途に供する建築物 (異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設
14 道路	道路法 (昭和年法律第 180 号) 第 2 条第 1 項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

別表第 2（第 3 条関係）

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち 1 以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。 ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第 1 の 9 に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が別表第 1 の 1、2、4 及び 11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）に掲げる公共的施設に設ける利用者の利用に供する客席又は観覧席（以下「客席等」という。）である場合にあっては、当該客席等の出入口と車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる部分（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路を含む。イ及びウにおいて同じ。） イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該公共施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路 エ 公共的施設が別表第 1 の 9 に掲げるものである場合道等から当該公共的施設の住戸等までの経路 オ 別表第 1 の 9 に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路 カ 別表第 1 の 9 に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路 キ 公共的施設が別表第 1 の 12 に掲げるものである場合公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。
2 敷地内の通路	(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 水はけの良い仕上げとすること。 ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。 (ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 蹴込板を設けること。 エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、か

	つ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路（(3) に該当するものを除く。）は、(1) の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (ア) 出入口の幅は、90 センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、15 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 20 センチメートル以下のものにあつては、12 分の 1 を超えないこと。 (ウ) 高さが 60 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 60 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 別表第 1 の 8 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設、用途面積が 300 平方メートル未満の同表の 3 ((2) の施設に限る。) 及び 8 ((6) から (11) までの施設に限る。) に掲げる公共的施設、用途面積が 500 平方メートル未満の同表の 11 ((4) の施設に限る。) に掲げる公共的施設（以下これらを「小規模施設」とい。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1) の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア) 出入口の幅は、90 センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。 (ウ) 高さが 75 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
--	---

	(4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7((4)を除く。)の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。
3 出入口	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口((2)に該当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。 エ 戸を設ける場合には、その前後の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。
4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。 イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けた場合は、120センチメートル以上とす

	ることができる。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 別表第1の2（（1）の施設を除く。）及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。
5 階段	利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。 （1）主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。 （2）手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。 （3）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （4）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 （5）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 （6）段鼻には、滑り止めを設けること。 （7）蹴込板を設けること。 （8）階段の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る）、9（（2）の施設に限る）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 （9）主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
6 傾斜路	（1）利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る）、9（（2）の施設に限る）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜があ

	る部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、12分の1以下とすること。 ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、8分の1以下とすること。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
7 エレベーターその他の昇降機	(1) 別表第1の1、2、3((1)の施設に限る。)、4((1)から(3)までの施設に限る。)、11((1)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設、用途面積が平方50メートル以上の同表の11((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3((2)の施設に限る。)、8((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8((9)及び(11)の施設に限る。)、9((1)の施設に限る。)及び11((4)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9((2)の施設に限る。)、10、11((8)の施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設にあつては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。 ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設(以下「乳幼児等用施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。

	オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。 コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の(1)のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。 a 点字 b 文字等の浮き彫り c 音による案内 d aからcまでに掲げる方法に類するもの (イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 (2)(1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあつては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、(1)に定める構造とすること。 (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する
--	--

	国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。 (4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((2)の施設に限る。)及び9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。
8 便所	(1) 利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階（当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。 (2) 利用者の利用に供する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げること。 (3) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて市長が別に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合に該当する公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。 (4) 利用者の利用に供する便所を設ける場合((3)の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。 (5) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 エ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行き^{のり}の内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。 オ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 カ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。 キ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類す

	る小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。 ク 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。 ケ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階に設けるよう努めること。 (6) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。 (7) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。 (8) (3)又は(4)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。 ア 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 ウ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 エ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。 (9) (6)から(8)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。 ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (10) (3)から(8)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。 (11) 別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設には、(1)から(10)までの規定は適用しない。
9 駐車場	(1)別表第1の1から4まで、8((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(1)において同じ。)が200以下の

	ものにあつては当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げるものとする。）以上の、当該駐車施設の数に 200 を超えるものにあつては当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げるものとする。）に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は 350 センチメートル以上、奥行きは 500 センチメートル以上とすること。 イ 1 の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 平たんな場所に設けること。
10 レジ通路等	別表第 1 の 4 ((3) 及び (4) の施設に限る。)、8 ((1) から (4) までの施設に限る。) 及び 11 ((3)、(4)、(6) 及び (7) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が 300 平方メートル以上の同表の 8 ((6) から (11) の施設に限る。) に掲げる公共的施設で、レジ通路等（商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合は、1 以上のレジ通路等の幅は、90 センチメートル以上とすること。
11 浴室、シャワー室又は更衣室	別表第 1 の 2 ((1) の施設を除く。)、3 ((1) の施設に限る。)、9 ((2) の施設に限る。) 及び 11 ((3) 及び (7) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が 1,000 平方メートル以上の同表の 7 に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 (5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。
12 客室	(1) 別表第 1 の 2 ((1) の施設を除く。) に掲げる施設及び用途面積が 1,000 平方メートル以上の同表の 7 に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用客室を設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア 便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、8 の(5)（ケを除く。以下アにおいて同じ。）に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所（床の表面を滑りにくい材料で仕上げた 8 の(5)に定める構造のものに限る。）が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。

	イ 浴室又はシャワー室は、11 に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室（11 に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。 エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。
13 客席等及び舞台	(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する客席等を設ける場合は、当該客席等に設ける座席の数が400以下のものにあつては2以上の、当該客席等に設ける座席の数が400を超えるものにあつては当該客席等に設ける座席の数に20分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車椅子使用者用部分を設けること。 ア 観覧しやすい位置とすること。 イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 1以上の車椅子使用者用部分の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。 エ 床は平らとし、表面は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。
14 標識	7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(5)から(7)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。 (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。
15 案内設備	(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(5)から(7)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。 ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかによ

	り表示を行うこと。 (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる方法に類するもの (2) 案内所を設ける場合は、(1) の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	(1) 道等から 15 の (1) に定める設備又は 15 の (2) に定める案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にすること。ただし、道等から 15 の (1) に定める設備又は 15 の (2) に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が (3) に定める構造である場合は、この限りではない。 (2) (1) の規定にかかわらず、小規模施設、別表第 1 の 4 ((2) の施設に限る。)、9 ((2) の施設に限る。)、10 及び 11 ((8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに 2,000 平方メートル未満の 9 ((1) の施設に限る。) 及び 11 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設において、道等から 15 の (1) に定める設備又は 15 の (2) に定める案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から 15 の (1) に定める設備又は 15 の (2) に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が (3) に定める構造である場合は、この限りではない。 (3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分 (ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分（勾配が 20 分の 1 以下の傾斜がある部分、高さが 16 センチメートル以下、かつ、勾配が 12 分の 1 以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第 1 の 1、3 (1) 及び 8 ((1) から (4) までの施設に限る。) に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を 1 以上の窓口等に設けること。 (2) 別表第 1 の 1、2 ((1) の施設を除く。) 及び 4 ((3) 及び (4) の施設に限る。) に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設け

	る場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。 (3) 別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。
18 カウンター及び記載台	カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。 (2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。
19 乳幼児等用施設	(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((5)及び(9)の施設を除く。)、11((8)の施設を除く。)及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。 (2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((9)の施設を除く。)及び11((8)の施設を除く。)に掲げる公共的施設にあつては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。